

葉山町議会議長 土佐洋子 様

株式会社ライフを事業者とする下山口 1257 番地金井宅解体工事とそれに伴う整地等の工事後、敷地内に繁茂した雑草の除去に関しての陳情書。

【陳情趣旨】

株式会社ライフは、昨年 3 月初めに解体工事終了後、引き続き樹木伐採や土砂の運び入れ重機による整地を 4 月半ばまで行いました。そして 5 月に、隣接の敷地内に流す排水工事を行おうとして住民の抗議によって工事は中止され、それ以来 1 年以上ライフ所有地は放置されたままになっています。その間雑草が繁茂し、住民が草刈りを要望しましたが業者は応じていません。更に消防署から草刈りの要請があったにもかかわらず、今もって業者の動きはなく、雑草は伸び放題です。雑草の種子が風で飛び、周囲の環境が悪化しています。何より火災が懸念され、住民は不安な状況に置かれています。葉山町には「あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」があり、それに基づいて町が業者に対してきちんと指導し、住民の不安を除いて頂きますよう、葉山町議会におかれましては後押しをお願いします。

【陳情理由】

昨年 6 月 24 日に、株式会社ライフ所有地の隣接住民宅に道路河川課・都市計画課の方と西尾企画（ライフ代理）が来訪、下水道が通るまで工事はストップするとの話があり、住民からは草刈りの要望をしました。その後 7 月 7 日に業者が現地に来て除草剤を撒き、住民の姿を見かけるとそそくさと立ち去りました。そして再度 7 月 14 日に除草剤を撒くということがあり、撒かれた箇所は枯れた状態になりました。その後は業者からは何の動きもなく、敷地内は雑草が繁茂し放題の状態です。

本年 3 月 28 日に条例の存在を知り、住民が葉山町消防署へ出向いて状況を説明し善処をお願いしました。消防署はさっそく現地を視察、業者に連絡を入れていただきましたが、業者は夏に草刈りを行うとのことでした。夏を迎え 7 月 18 日に住民の方で業者に連絡し、今の雑草の状況を伝え早く草刈りをしてほしいと要望しました。業者の方では手配中であるとのことでしたが、電話はすぐ切られてしまいました。今現在（8 月下旬）何の連絡もない状態です。雑草はますます繁茂し猛暑で枯れる様子も見られる状況です。

これまでの経緯ですが、当該地はご存知のように風致地区内にあります。それなのに業者は解体工事終了後整地と称して、町長の許可なく樹木を残らず伐採しました。また上述のような排水工事を行おうとし住民の抗議で中止に至りました。更に搬入土砂について県への報告が出鱈目で、住民の指摘によって修正せざるを得なくなり、県から口頭により行政指導を受けました。

そして住民の要望に応じて町環境課が業者に対して搬入土砂について聞き取りを行おうと



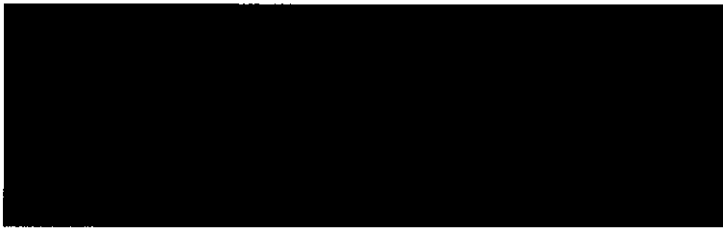
しましたが、業者は報告の必要はないとして応じていません。このように問題の多い業者であることは明らかです。

雑草の除去に関しても、近隣住民の力だけでは業者が要請にすんなり応じてくれるようにも思えず、住民は不安な日々を送っています。住民の生活環境を守るべく、条例に基づいて町が業者に対してきちんと指導していただくことを要望いたします。葉山町議会におかれましては、ご理解とご支援をお願いしたくここに陳情を提出いたします。

<添付資料>

・「あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」(昭和45年4月10日条例第11号)
及び同施行規則(昭和45年4月10日規則第8号)

・現地における雑草繁茂状況の写真 No.1 No.2



26
2025年8月